

第132号 建設業で働くみなさんを応援します

北建協新聞

○編集・発行／一般社団法人北陸建設業協会 ○〒920-0041 石川県金沢市長田本町ホ8番地
○TEL 076(255)2124 FAX 076(231)6305 ○https://www.hokurikukenkyo.com/

第132号の記事

- ②講習会開催「石綿取扱い作業従事者特別教育」と「職長・安全衛生責任者教育」
- ②公示地価、4年連続上昇 バブル期以降最大の伸び 国交省
- ③令和7年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施
- ④トータルサポートプラン・総合補償制度

令和7年度 講習会開催予定表

令和6年度に引き続き、令和7年度も石綿取扱い作業従事者特別教育、建築物石綿含有建材調査者講習とともに、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育と足場の組み立て等特別教育、職長・安全衛生責任者教育も実施予定です。また、新たに「粉じん作業特別教育」「有機溶剤取扱業務安全衛生教育」「騒音障害防止教育」が追加されました。詳細につきましては下記のとおりお知らせいたします。

講 習	講 習 日	場 所	定員	申込締切日
粉じん作業特別教育	6月11日(水)	石川県地場産業振興センター	35	5月30日(金)
石綿取扱い作業従事者特別教育	6月17日(火)	石川県地場産業振興センター	35	5月30日(金)
建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	6月23日(月)～24日(火)	石川県地場産業振興センター	25	5月30日(金)
有機溶剤取扱業務安全衛生教育	10月9日(木)	石川県地場産業振興センター	35	9月30日(火)
石綿取扱い作業従事者特別教育	10月16日(木)	石川県地場産業振興センター	35	9月30日(火)
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	10月22日(水)	石川県地場産業振興センター	35	9月30日(火)
足場の組み立て等特別教育	10月23日(木)	石川県地場産業振興センター	35	9月30日(火)
騒音障害防止教育	令和8年2月12日(木)	石川県地場産業振興センター	35	令和8年1月30日(金)
石綿取扱い作業従事者特別教育	令和8年2月19日(木)	石川県地場産業振興センター	35	令和8年1月30日(金)
職長・安全衛生責任者教育	令和8年2月24日(火) ～25日(水)	石川県地場産業振興センター	35	令和8年1月30日(金)

令和7年度から新たに追加される講習会

■粉じん作業特別教育

建設業で働く作業員の方は、建物の建築や解体、掘削作業やずい道工事など、粉じんの発生場所で作業をすることが多くあります。鉱物などの粉じんを長期間に渡って吸い込むと、肺の中に粉じんが蓄積され、息切れや動悸などの健康障害を引き起こし、じん肺という障害を負う場合があります。そこで、労働者の健康障害を防止するために、事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行なうように義務付けられています。

■有機溶剤取扱業務安全衛生教育

有機溶剤とは、水に溶けない物質（塗料、樹脂、ゴム、油など）を溶解する用途で用いられる液体の総称です。様々な事業所で、塗装・洗浄・印刷・接着などの作業に幅広く使用されています。有機溶剤は、一般的に揮発性が高く、蒸気となって作業者の呼吸により体内に取り込まれます。また、皮膚や粘膜からも容易に吸収されます。

中毒などの労働災害は、換気や保護具の着用等で防止できるにも関わらず、有機溶剤の特性や毒性の認識不足によって発生しています。この経緯から労働安全衛生法では54種が有機溶剤として規定されており、有機溶剤業務従事者には、特別教育に準じた「労働衛生教育」を推進することとされています。

■騒音障害防止教育

作業環境において、長時間にわたって大きな音にさらされると「騒音性難聴」になるリスクが高まります。大きな音を継続的に耳にすることで細胞がダメージを受け、騒音性難聴が引き起こされます。工事現場や工場で働く方など、騒音が発生する職場の方々に多く見られる症状のため、「職業性難聴」とも呼ばれています。

騒音性難聴を自覚した際にはすでに症状が進行していることが多く、治療による完治は難しいとされています。そのため、騒音性難聴を発症しないためにも予防を行うことが大切です。騒音性難聴の罹患者を減らすため、平成4年に厚生労働省より「騒音障害防止のためのガイドライン」が策定されました。これにより事業者は騒音作業に従事する労働者および騒音障害防止対策の管理者への労働衛生教育の実施が求められています。

〈講習会開催〉

「石綿取扱い作業従事者特別教育」と「職長・安全衛生責任者教育」

労働安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、全国中小建設工事業団体連合会主催の「石綿取扱い作業従事者特別教育」と初めて「職長・安全衛生責任者教育」が北陸建設業協会と建設人材支援機構の共催により、石川県地場産業振興センター（金沢市）において実施され、講習終了後に修了証が交付されました。

石綿取扱い作業従事者特別教育



令和7年2月13日(木)開催 受講者20人

職長・安全衛生責任者教育



令和7年2月18日(火)～19日(水)開催 受講者40人

■石綿取扱い作業従事者特別教育

石綿等が使用されている建築物の解体等の業務を行うときは、作業従事者や近隣住民の石綿ばく露による健康障害を防止するため特別教育が義務付けられています。

■職長・安全衛生責任者教育

建設現場などで労働者を指揮する職長は、労働者の健康と安全を確保する重要な立場にあります。事業所は職などの要職に安全衛生教育(職長教育)を行なうよう労働安全衛生法に規定されています。

安全衛生責任者は、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が同一の場所で作業をする50人以上の混在作業現場で、義務付けられている統括安全衛生管理を行う関係請負人側の責任者です。

建設業では、職長が安全衛生責任者を兼任することが多いため、厚生労働省では「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」の実施を推進しています。

公示地価、4年連続上昇 バブル期以降最大の伸び 国交省

国土交通省は、2025年の公示地価（1月1日時点）を公表した。

全用途の全国平均は前年に比べ2.7%増加し、4年連続で上昇。増加幅はバブル期の1991年（11.3%）以降最大となった。地方圏のうち札幌、仙台、広島、福岡の主要4市では12年連続、それ以外も3年連続でプラス。

景気の緩やかな回復に伴い、全国的に上昇基調が続いている。

住宅地の全国平均は、低金利で住宅ローンを組みやすい状況に加え、リゾート地で別荘購入や移住の需要が拡大したため2.1%増。商業地は、インバウンド（訪日客）の増加や半導体メーカーの工場進出が地価を押し上げ3.9%のプラスだった。

東京、大阪、名古屋の三大都市圏は、住宅地、商業地とも4年連続で増加した。ただ、名古屋圏のみ増加幅が前年より縮小。国交省担当者は「東京、大阪よりインバウンド需要が少なく、富裕層の投資も少ないことが要因」とみている。

都道府県別でみると、住宅地で滋賀県、商業地で山形、富山、長野、香川、宮崎の5県が、前年の横ばい・下落から上昇に転じた。石川県は、金沢市で高い観光需要を追い風に住宅地、商業地ともプラスになった一方、能登半島地震で大きな被害を受けた輪島市や珠洲市では大幅に下落し、県内で差が表れた。公示地価に能登地震の影響が反映されるのは今回が初めてとなる。

新型コロナウイルスが流行する前の20年の地価（全用途）と比べると、三大都市圏では約8割の地点で上回った。地方圏では約5割にとどまるが、コロナ前から長期下落傾向にあったため、国交省は「コロナの影響は全国的にほぼ解消された」としている。

全国で地価が最も高かったのは、住宅地が8年連続で「東京都港区赤坂1-14-11」、商業地は19年連続で「東京都中央区銀座4-5-6（山野楽器銀座本店）」。それぞれ1平方メートル当たり590万円、6050万円だった。

STOP!

熱中症

クールワーク

キャンペーン

職場での熱中症により近年は、

一年間で約30人が亡くなり、

約1,000人以上が4日以上

仕事を休んでいます。

QRコード

キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

暑さ指数の把握と評価

STEP 1

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

服装

準備期間に検討した服装を着用

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整

※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

重点取組期間 7月 にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

準備期間

4月

にすべきこと

暑さ指数の把握と評価

STEP 1

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

服装

準備期間に検討した服装を着用

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整

※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測工業会【後援】関係省庁(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための全中連トータルサポートプラン

建設工事28業種が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生する様々な事故・災害への補償を行うとともに、経営の安定をサポートする保険です。連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、様々なリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として全国の会員事業者に広く利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート <請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>	
基本補償	工事中の事故（資材の落下で通行人がケガをした、誤って壁に穴をあけてしまった等）のみならず、引き渡し後の事故（家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等）や、現場の資材置場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は、「1億円」または「3億円」の2プラン（自己負担額3万円）
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の損壊に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート <1年間の全ての工事をまとめて補償>	
●火災・台風・作業ミス等（自然災害・人的災害）、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を幅広く補償します。 例：強風で足場が崩れて建設中の建物のガラスを破損した。溶接の火花が燃え移り壁体を残して全焼した 等	
●工事現場における荷卸し開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。	
●工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。	
●工事用材料・工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による搬送中も補償します。	

傷害補償サポート <事業者用プランと一人親方用プランがあります>	
●業務中にケガ等を被った場合、貴社が災害補償規程等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して政府労災の認定に関係なくお支払いします。	
①事業者用プラン：役員・個人事業主・正規従業員・臨時従業員（アルバイト）・下請負人及びその構成員（派遣社員は含みません）、親族が従業員の場合も含みます。※経営審査事項（W1）で15ポイントの加点が可能です。	
②一人親方用プラン：一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者、事業者用プランの対象とならない方。	

ケガ休業・病気入院をカバーする 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険で、団体契約ならではのスケールメリットを適用した割安な掛金になっていますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償(工作中・プライベート・地震によるケガ等も)する<ケガ休業プラン>

■補償概要

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- ①休業療養保険金：就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- ②手術療養保険金：休業療養保険金を支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- ③入院療養一時金：休業療養保険金を支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になった時にお支払い
- ④長期休業療養一時金：休業療養保険金を支払われる場合で、30日間連続して就業不可で31日目も就業不能が継続している時にお支払い
- ⑤死亡保険金：事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられた時にお支払い
- ⑥後遺障害保険金：事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残った時に障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約により、業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときも保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知(医師の診断)不要で加入できる<病気入院プラン>

■補償概要

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払い

- ・業務による症状補償特約により、業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。
- ・新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

■掛金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業+病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。

事業所の福利厚生として
充実補償の“ケガ休業+病気入院プラン”を
ご検討ください
病気入院プランのみの加入はできません